

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

筑後市長 西田 正治

市町村名 (市町村コード)	筑後市 (40211)
地域名 (地域内農業集落名)	水田地区 ( 水田上、水田中、水田下、下北島、上北島、野町 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 10月 16日 (第 1 回)

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、中心経営体となる農事組合法人がなく、近隣地区の法人や認定農業者等が、非農家所有の農地や離農者の農地等を借り受けて耕作している。

農業者の高齢化や後継者不足等により、担い手が減っており担い手の確保が課題となっている。

また、地区全体のうち農振農用地においては、農事組合法人や認定農業者への集約率が52.6%となっており、効率化が進められている。

北西部は、水はけが悪く裏作(麦)の耕作が難しい。JR沿線沿いの農地については、基盤整備事業が行われておらず、農道が狭くトラクター等の農業機械が通りにくく、大雨等の際は冠水する農地等も見受けられる。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は、米・麦・大豆中心の経営に加え、施設園芸作物や露地野菜、WCS等が生産されており、今後も維持していくよう努めていく。また、今後不足する担い手の確保のため、近隣地区の法人等の連携強化を模索していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	117.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	81.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地の区域

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農する農家や規模縮小の意向のある農家及び個人間での利用権設定をされている農地については、契約の終期を迎え次第、農地中間管理機構を通じて農事組合法人等へ集約を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
当地区は、昭和61年度から平成13年度にかけて県営干拓地等農地整備事業(筑後西部地区)を実施している。 受益全体面積:301.42haのうち26.02ha
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後の担い手不足の解消のため、集落内の青壮年層及び定年退職予定者、施設園芸の新規就農者を、将来的に地域の担い手として確保していき、農地の保全、経営の安定に繋げていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
一部の農地については、水稲への農薬散布(ヘリ防除)をJAふくおか八女へ委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

・
---